

# 名古屋市都心部ナイスプレイス創出助成金交付要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 都心部環境高質化整備助成金交付制度（第4条～第19条）
- 第3章 広小路通空間創出助成金交付制度（第20条～第41条）
- 第4章 雑則（第42条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的等）

- 第1条 この要綱は、名古屋市都心部において、公開空地等若しくは都市景観形成地区内における壁面後退区域等の、滞在快適性の向上や歩行者の利便増進を図るための環境整備を行おうとする者又は低未利用地等の利用転換を行おうとする者に対し助成金を交付し、公開空地等若しくは壁面後退区域等の高質な整備・活用を誘導し、又は低未利用地等の利用転換を誘導することで、人が集まり、活動が生まれる空間を創出し、もって名古屋市都心部の魅力や活力の向上を図ること（以下「都心部ナイスプレイス創出」という。）を目的とする。
- 2 前項の助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- （1）公開空地等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2第1項の規定による総合設計制度等に基づく公開空地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第4号の規定による特定街区において整備された有効空地、同項第4号の2の規定による都市再生特別地区において整備された空地、同法第12条第1項第4号の規定による市街地再開発事業において整備された空地、同法第12条の5の規定による地区計画において整備された広場等並びに都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号の規定による滞在快適性等向上区域内の道路及び公園等をいう。
  - （2）都市景観形成地区 景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づき定めた名古屋市景観計画で指定する都市景観形成地区をいう。

- (3) 壁面後退区域等 都市景観形成地区の景観形成基準に基づき、主要道路（名古屋市景観計画で指定する都市景観形成地区内の道路）の道路境界線から後退して設けられた建築物の壁面又は駐車場の位置までの区域及び主要道路に面して設けられた広場空間をいう。ただし、建築物又は駐車場の存する敷地内において、主要道路の道路境界線から後退した部分に建築物の壁面及び駐車場がない範囲は、建築物の壁面又は駐車場の位置を延長した区域を含むものとする。
- (4) 環境整備 公開空地等又は都市景観形成地区内における壁面後退区域等において、滞在快適性の向上や歩行者の利便増進を図るための環境整備をいう。
- (5) 再整備 環境整備を目的として実施する段差の解消、植栽の付け替え、ベンチの設置その他これらに類する整備をいう。
- (6) 物品調達 環境整備を目的として恒常的に使用する椅子、テーブル、パラスルその他これらに類する物品・消耗品の確保をいう。
- (7) 再整備等 再整備及び物品調達をいう。
- (8) 敷地 建築物が存する場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地とし、建築物が存しない場合は、再整備等を行う土地を含む一団の土地をいう。
- (9) 景観アドバイザー 景観アドバイザー設置等要綱（昭和59年10月5日施行）に基づき設置された委員をいう。
- (10) 広場空間 人々が集まり、休息し、交流する目的で整備された屋外の空間をいう。
- (11) 認定事業 第25条に基づき市長が認定をした事業をいう。
- (12) 認定広場 認定事業における広場空間をいう。

(助成金の種別)

第3条 名古屋市都心部ナイスプレイス創出助成金は、次の各号に掲げる制度で構成する。

- (1) 都心部環境高質化整備助成金交付制度
- (2) 広小路通空間創出助成金交付制度

## 第2章 都心部環境高質化整備助成金交付制度

(助成対象範囲)

第4条 本章における助成金の交付対象となる範囲（以下「助成対象範囲」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第2条第1号に定める公開空地等のうち、平成31年3月策定の「都心部まち

づくりビジョン」に定める本市の都心部に属するもの

- (2) 第2条第3号に定める壁面後退区域等のうち、広小路・大津通都市景観形成地区又は名古屋駅都市景観形成地区(広小路通沿い(道路境界線から奥行30m)の名駅通区域及び広小路通区域に限る。)に存するもの

(助成対象事業)

第5条 本章における助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次条に定める助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)が行う再整備等とし、第8条第1項の規定による申請を行った年度の2月末日までに完了するものとする。

- 2 助成対象事業であっても、同一敷地内において再整備等に対して他の制度(広小路通空間創出助成金交付制度を除く。)による補助金を受けている場合においては、本章による助成を受けることができない。

(助成対象者)

第6条 本章における助成対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 助成対象範囲の公開空地等の所有者若しくは管理者又は公開空地等を有する敷地内の建築物の賃借人等で当該公開空地等の所有者から助成金の交付を受けることに関して許可を得た公開空地等の使用者

イ 助成対象範囲の壁面後退区域等の所有者若しくは管理者又は壁面後退区域等を有する敷地内の建築物の賃借人等で当該壁面後退区域等の所有者から助成金の交付を受けることに関して許可を得た壁面後退区域等の使用者

- (2) 本市の市税を滞納していない者であること。

- (3) 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第2号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であり、かつ、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(助成金額)

第7条 公開空地等のうち、敷地内における再整備等に対する助成金額は、予算の範囲内において、一敷地あたり2,000,000円又は再整備等に要した費用のいずれか低い額とする(千円未満切り捨て。以下同じ。)

- 2 公開空地等のうち、道路その他これに類する公共の用に供する道の区域内における再整備等に対する助成金額は、予算の範囲内において、1路線の延長概ね500mごとに2,000,000円又は再整備等に要した費用のいずれか低い額と

- する。
- 3 公開空地等のうち、公園その他これに類する公共空地等の区域内における再整備等に対する助成金額は、予算の範囲内において、1公園又は1空地（道路で分断されている場合は、分断された区画ごとに1公園又は1空地とする。）あたり2,000,000円又は再整備等に要した費用のいずれか低い額とする。
  - 4 壁面後退区域等における再整備等に対する助成金額は、予算の範囲内において、一敷地あたり2,000,000円又は再整備等に要した費用のいずれか低い額とする。
  - 5 公開空地等又は壁面後退区域等を有する敷地内において、Nagoyaまちなか景観認定制度実施要綱に基づく認定を受ける場合は、第1項及び第4項に定める「一敷地あたり2,000,000円」を「一敷地あたり4,000,000円」とする。
  - 6 第1項から第4項までに定める助成は、次の各号に掲げる上限額に達するまで何度でも申請できるものとする。
    - (1) 第1項に定める助成金上限額は、一敷地あたり2,000,000円（第5項に該当する敷地にあっては4,000,000円）までとする。
    - (2) 第2項に定める助成金上限額は、1路線の延長概ね500mごとに2,000,000円までとする。
    - (3) 第3項に定める助成金上限額は、1公園又は1空地（道路で分断されている場合は、分断された区画ごとに1公園又は1空地とする。）あたり2,000,000円までとする。
    - (4) 第4項に定める助成金上限額は、一敷地あたり2,000,000円（第5項に該当する敷地にあっては4,000,000円）までとする。
    - (5) 同一敷地内に公開空地等及び壁面後退区域等があり、第1項及び第4項に定める助成を受ける場合の助成金上限額は、一敷地あたり2,000,000円（第5項に該当する敷地にあっては4,000,000円）までとする。
    - (6) 過去に名古屋市公開空地等環境整備助成金又は名古屋市壁面後退区域等環境整備助成金の交付を受けている場合においては、第1号から前号に定める上限額からそれぞれの助成金交付額の合計を差し引いた金額を上限額とする。
  - 7 再整備等の支払に伴う消費税、通信運搬費、支払手数料、リース契約によるリース料及びその他諸経費は助成対象外とする。

(助成金交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付申請者」という。）は、再整備のための工事請負契約の締結又は物品調達に関する契約を締結する前に、都心部環境高質化整備助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に

掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
  - (2) 再整備等の計画図
  - (3) 従前状況の写真
  - (4) 再整備等に係る見積書
  - (5) 市税を滞納していないことの証明書
  - (6) その他交付申請の根拠として必要な書類
- 2 助成金交付申請者は、前項の規定による都心部環境高質化整備助成金交付申請書を提出する前に、関係法令等に適合しているかを確認し、必要に応じて関係法令等を所管する行政機関に対し、再整備等の内容について事前の確認を行うとともに、景観アドバイザーに事前相談を行うものとする。

(助成金交付決定等)

- 第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付申請者に対し、都心部環境高質化整備助成金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、前項に定める交付決定を通知する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(申請の変更)

- 第10条 助成金交付申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、再整備等の内容の変更に伴い、当該通知に係る助成金交付決定額を変更したいときは、都心部環境高質化整備助成金交付変更申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 当該助成対象事業に係る交付申請時に提出した関係書類について、変更前の内容と変更後の内容とが比較対照できる書類
  - (2) 変更後の再整備等に係る見積書
- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたときは助成金の交付変更を決定し、その旨を助成金交付申請者に対して、都心部環境高質化整備助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により速やかに通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 助成金交付申請者は、助成金の交付申請を取り下げる場合は、第8条第1項の規定による申請を行った年度の2月末日までに、都心部環境高質化整

備助成金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 第9条の規定による助成金の交付決定後に前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（着手届及び完了届）

第12条 助成金の交付の決定を受けた者は、再整備等に着手したときは、速やかに着手届（都心部環境高質化整備）（様式第6号）に工事請負契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、物品調達のみを行う場合は、提出を要しない。

- 2 助成金の交付の決定を受けた者は、再整備等が完了したときは、再整備等が完了した日から起算して30日を経過した日又は第8条第1項の規定による申請を行った年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了届（都心部環境高質化整備）（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）再整備等完了後の写真
- （2）再整備等に係る支払いの証拠書類
- （3）その他整備等完了の根拠として必要な書類

（助成金の額の確定）

第13条 市長は、前条第2項の完了届を受理したときは、届出の内容について検査を行う。これにより市長が適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を第9条の規定により助成金の交付決定を受けた者に、都心部環境高質化整備助成金額確定通知書（様式第8号）により速やかに通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第14条 第9条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、前条の規定による通知後、速やかに都心部環境高質化整備助成金請求書（様式第9号）を市長に対して提出することにより、助成金の請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項に定める請求に基づき、第9条の規定により助成金の交付決定を受けた者に助成金を交付するものとする。

（管理等）

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金によって再整備等を行った公開空地等及び壁面後退区域等（物品を調達した場合は当該物品を含む。以下同じ。）を、第1条第1項に定める目的に則って、耐用年数に相当する期間中、適

切に管理しなければならない。

- 2 前項の耐用年数に相当する期間は、単価500,000円以上のものの場合、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第16条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、都心部環境高質化整備助成金交付決定全部（一部）取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

- （1）虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の交付申請をしたとき。
  - （2）助成金の交付決定内容、これに付した条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
  - （3）第12条第2項に定める期日までに完了届が提出されなかったとき。
  - （4）その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをしたときは、助成金の交付を受けた者に対し、既に交付した助成金を市長の定める期日までに返還することを命ずることができ、その返還命令は都心部環境高質化整備助成金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

（関係書類の保管）

第17条 助成金の交付を受けた者は、助成金の申請に係る関係書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（調査）

第18条 市長は、必要と認めたときはいつでも助成金の交付の申請をした公開空地等及び壁面後退区域等の状況を調査することができ、助成金交付申請者及び助成金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

（情報の公表）

第19条 市長は、本章における助成金の交付に関し、次に掲げる事項について公表できるものとする。

- （1）助成金交付申請者名
- （2）助成金額
- （3）再整備等の概要

### 第3章 広小路通空間創出助成金交付制度

#### (助成対象範囲)

第20条 本章における助成対象範囲は、広小路通に隣接した広場空間（広小路通の道路境界線から2.5m以内の区域を除く面積が200㎡以上のものに限る。）のうち、広小路・大津通都市景観形成地区（広小路通沿い（道路境界線から奥行30m）の堀川から空港線までの区間に限る。）又は名古屋駅都市景観形成地区（広小路通沿い（道路境界線から奥行30m）の名駅通区域及び広小路通区域に限る。）に存するものとする。

#### (助成対象事業)

第21条 本章における助成対象事業は、次の各号をすべて満たす事業とする。

- (1) 次条に定める助成対象者が自ら広場空間を新たに整備し、管理する事業であること。
  - (2) 前号の広場空間について、原則公共交通機関の運行時間中、誰もが利用できる状態で開放していること。
  - (3) 第1号の広場空間を有償で貸付けていないこと。ただし、キッチンカーやイベント等で一時的に使用料等を受け取る場合を除く。
  - (4) 第1号の広場空間に常設の店舗等を設置していないこと。ただし、広場空間の面積の2分の1以内の範囲で、キッチンカーやイベント等で一時的に使用する場合を除く。
- 2 助成対象事業であっても、前項第1号の広場空間が公開空地等である場合、固定資産税若しくは都市計画税の減免を受けている場合又は固定資産税若しくは都市計画税の課税標準の特例を受けている場合においては、本章による助成を受けることができない。ただし、名古屋州市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)附則第14条の6第17項の規定により固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を受ける場合はこの限りでない。

#### (助成対象者)

第22条 本章における助成対象者は、助成対象となる広場空間の土地の所有者であって、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和13年3月31日までに第25条に定める認定を受けていること。
- (2) 本市の市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団及び暴力団員でない者であり、かつ、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

#### (助成金額)

第23条 助成対象事業に対する助成金額は、予算の範囲内において、一認定広場あたり5,000,000円又は認定広場の土地の固定資産税及び都市計画税相当額（以下「固定資産税等相当額」という。）を3で除した金額のいずれか低い額とする（千円未満切り捨て）。この場合において、固定資産税等相当額は、第30条第1項の規定による申請を行った年の固定資産税台帳に登録された当該固定資産（土地）の課税標準額より算出する。ただし、名古屋市市税条例附則第14条の6第17項の規定により固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を受けている場合、助成対象事業に対する助成金額は、一認定広場あたり5,000,000円又は固定資産税等相当額のいずれか低い額とする（千円未満切り捨て）。

- 2 一の助成対象事業に対し、助成対象者が複数存在する場合は、前項のとおり助成対象事業に対する助成額を算出した後、各助成対象者の助成金額を認定広場の持分比率に応じて算出する（千円未満切り捨て）。
- 3 第1項に定める助成金額は、単年度での上限金額であり、第30条第1項の規定による申請を行った年度毎に算出する。

（認定の申請）

第24条 助成対象事業の認定の申請を行う者（以下「認定申請者」という。）は、広場空間の整備のための工事請負契約を締結する前に、広小路通空間創出助成金認定申請書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
  - (2) 広場の計画図
  - (3) 従前状況の写真
  - (4) 事業計画書（活用方針・事業期間等を含む）
  - (5) 広場の持分比率を示す書類
  - (6) 土地の登記事項証明書
  - (7) 市税を滞納していないことの証明書
  - (8) その他認定の申請の根拠として必要な書類
- 2 一の助成対象事業に対し、認定申請者が複数存在する場合、複数の認定申請者は、前項に定める書類を同時に提出しなければならない。ただし、前項第1号から第5号までの書類については、一の助成対象事業につき1部提出すれば足りるものとする。
  - 3 認定申請者は、第1項の規定による広小路通空間創出助成金認定申請書を提出する前に、関係法令等に適合しているかを確認し、必要に応じて関係法令等を所管する行政機関に対し、広場空間の整備内容について事前の確認を行う

とともに、景観アドバイザーに事前相談を行うものとする。

(認定)

第25条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、その内容を審査のうえ、第1条第1項の趣旨に合致し、かつ第21条に定める要件を満たすと認めるときは、事業の認定を行うものとする。

2 市長は、認定申請者に対し、認定の結果を広小路通空間創出助成金認定通知書(様式第13号)により速やかに通知するものとする。

3 市長は、前項に定める認定の結果を通知する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

4 認定申請者は、事業の認定を受けた後に、広場空間の整備のための工事請負契約を締結することとする。

(認定事業内容の変更等)

第26条 前条の規定による助成対象事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次の各号に掲げる場合には、広小路通空間創出助成金認定変更申請書(様式第14号)に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 第24条の規定により提出した助成対象事業の認定申請者に変更が生じた場合

(2) 第24条の規定により提出した事業計画書に変更が生じた場合

(3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めるときは、その旨を認定事業者に対して、広小路通空間創出助成金認定変更承認通知書(様式第15号)により速やかに通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(中止又は廃止の承認)

第27条 認定事業者は、認定を受けた助成対象事業について、中止又は廃止をするときは、市長に対し、広小路通空間創出助成金中止(廃止)申請書(様式第16号)を速やかに提出しなければならない。

2 第25条の規定による認定後に前項の規定による申請書の提出があったときは、当該事業の認定はなかったものとみなす。

(着手届及び完了届)

第28条 認定事業者は、認定広場の工事に着手したときは、速やかに着手届(広小路通空間創出)(様式第17号)に工事請負契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して30日以内に、完了届(広小路通空間創出)(様式第18号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定広場の平面図、立面図
- (2) 工事完了後の認定広場の写真
- (3) 工事に係る支払いの証拠書類
- (4) その他工事完了の根拠として必要な書類

3 市長は、前項の完了届を受理したときは、届出の内容について検査を行う。これにより市長が適当と認めたときは、認定事業者に対し、工事完了確認通知書(広小路通空間創出)(様式第19号)により速やかに通知するものとする。

(認定の取消し等)

第29条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消し、広小路通空間創出助成金認定取消通知書(様式第20号)により、認定事業者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により事業の認定を受けたとき。
- (2) この要綱又は条例その他関係法令等に違反したとき。
- (3) 第21条に定める要件を満たさないことが明らかとなったとき。
- (4) 助成対象事業の認定日から起算して、1年以内に広場整備に着手しないとき。ただし、助成対象事業に解体工事を含む場合を除く。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (6) 正当な理由なく第40条に定める調査の協力を拒んだとき。
- (7) その他市長が助成の目的が達成されないと認めたとき。

(助成金交付申請)

第30条 助成金の交付を受けようとする認定事業者は、広小路通空間創出助成金交付申請書(様式第21号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定広場の活用方針
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 土地に対する課税標準額を明らかにする書類
- (4) 認定広場を整備した土地の市税の納税証明書(本条に定める申請を行う年

度のもの)

(5) その他交付申請の根拠として必要な書類

- 2 前項に掲げる書類の提出時期は、原則として第28条第2項の工事が完了した日の翌年の4月1日から6月末日までとする。
- 3 一の助成対象事業に対し、認定事業者が複数存在する場合、複数の認定事業者は、第1項に定める書類を同時に提出しなければならない。ただし、第1項第1号の書類については、一の助成対象事業につき1部提出すれば足りるものとする。
- 4 第1項の助成金の交付申請は、第28条第2項の工事が完了した日の翌年の申請を含めて3回行うことができる。ただし、名古屋市市税条例附則第14条の6第17項の規定により固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を受けている場合は、第28条第2項の工事が完了した日の翌年の申請を含めて5回行うことができる。
- 5 第1項の助成金の交付申請は、年度毎に1回を限度とし、前項に規定する2回目以降の助成金の交付申請を行う場合は、第1項の申請書とともに同項に掲げる書類を添付して、助成金の交付を受けた翌年度の4月1日から6月末日までに提出しなければならない。

(助成金交付決定等)

- 第31条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、その旨を認定事業者に対し、広小路通空間創出助成金交付決定通知書(様式第22号)により速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、前項に定める交付決定を通知する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第32条 助成金の交付の申請をした認定事業者は、助成金の交付申請を取り下げる場合は、第30条第1項の規定による申請を行った年度の2月末日までに広小路通空間創出助成金交付申請取下届(様式第23号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前条の規定による助成金の交付決定後に前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(活動実績報告)

- 第33条 助成金の交付の決定を受けた認定事業者は、当該年度の2月1日から2

月末日までに、活動実績報告書（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第34条 市長は、前条の規定による活動実績報告書を受領したときは、当該報告書の内容について検査を行う。これにより市長が適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を第31条の規定により助成金の交付決定を受けた認定事業者に、広小路通空間創出助成金額確定通知書（様式第25号）により速やかに通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第35条 第31条の規定により助成金の交付決定を受けた認定事業者は、前条の規定による通知後、速やかに広小路通空間創出助成金請求書（様式第26号）を市長に対して提出することにより、助成金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項に定める請求に基づき、第31条の規定により助成金の交付決定を受けた認定事業者に助成金を交付するものとする。

（管理等）

第36条 認定事業者は、認定広場を、第1条第1項に定める目的に則って、工事完了後から第30条第1項の規定による申請を行った年度の年度末まで適切に管理しなければならない。

（地位の承継）

第37条 合併、分割、相続、売却その他の理由により、認定事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添付して広小路通空間創出助成金認定承継申請書（様式第27号）を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承継の申請があったときは、その内容を審査のうえ、承継内容を適当と認めたときは、その旨を認定事業者に対して、広小路通空間創出助成金認定承継承認通知書（様式第28号）により速やかに通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第38条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金

の交付決定の全部又は一部を取り消し、広小路通空間創出助成金交付決定全部（一部）取消通知書（様式第29号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 第29条に定める認定の取消しを行ったとき。
  - (3) 第33条に定める期日までに活動実績報告書が提出されなかったとき。
  - (4) 市税を滞納したとき。
  - (5) その他市長が助成の目的が達成されないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをしたときは、認定事業者に対し、既に交付した助成金を市長の定める期日までに返還することを命ずることができ、その返還命令は広小路通空間創出助成金返還命令書（様式第30号）により行うものとする。

（関係書類の保管）

第39条 認定事業者は、助成金の申請に係る関係書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

- 2 認定事業者は、前項に定める関係書類の保存期間が満了しない間に、合併、分割、相続、売却その他の理由により、他の事業者が認定事業者の地位を承継させた場合は、その地位を承継する者（承継する者がいない場合には市長）に当該書類を引き継がせなければならない。

（調査）

第40条 市長は、必要と認めたときはいつでも認定広場の状況を調査することができ、認定事業者はこれに協力しなければならない。

（情報の公表）

第41条 市長は、認定事業者に係る次に掲げる事項について公表できるものとする。

- (1) 認定事業者名
- (2) 助成金額
- (3) 認定広場の概要

## 第4章 雑則

（その他）

第42条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第5項の規定は令和8年9月1日から施行する。
- 2 名古屋市公開空地等環境整備助成金交付要綱及び名古屋市壁面後退区域環境整備助成金交付要綱は、廃止する。